

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 西川 知己



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度  
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月=3,240,000円
2 その他	0	自己資金
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	110,389	110,389	調査研究等に資する移動等
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	507	507	調査研究等に資する図書・資料の購入
広報・広聴費	625,015	625,015	市政報告チラシの発行・配布等
人件費	1,727,200	1,727,200	政務活動を補助する職員の雇用
事務・事務所費	756,058	756,058	市政事務所の設置、備品のリース等
支出合計	3,219,169	3,219,169	

様式第14号（第7条関係）

令和二年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 西川 知己

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【人件費】	4/1-3/31	政務活動を補助する職員の雇用を行った。
【事務・事務所費】 市政事務所の設置 備品購入等	4/1-3/31	事務所家賃、駐車場代、光熱費、携帯電話使用料金及び事務所で使用する文房具（ペン・付箋・クリップ・ファイル等）を購入した。
【広報・広聴費】 議会レポートの作成 印刷、郵送	4/1-3/31	議会レポート配布のため、レポートのデータ作成、印刷、郵送を行った。
【調査研究費】 ガソリン代	4/1-3/31	市政相談、市政のための調査研究のための移動を行った。
【資料購入費】	4/1-3/31	調査研究に資する図書・資料を購入した。

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/4/5	1		120,000	-120,000	人件費	⑧	
2020/4/6	2		520	-120,520	レターパック代	⑦	
2020/4/6	3		9,897	-130,417	事務所電気代	⑨	
2020/4/6	4		200	-130,617	駐車場代	⑦	
2020/4/10	5	810,000		679,383	政務活動費4月～6月分受け入れ		
2020/4/10	6		3,619	675,764	ガソリン代	①	
2020/4/10	7		5,509	670,255	事務所ガス代	⑨	
2020/4/10	8		4,333	665,922	携帯電話使用料	⑨	
2020/4/10	9		3,541	662,381	ガソリン代	①	
2020/4/15	10		40,000	622,381	人件費	⑧	
2020/4/20	11		75	622,306	市政報告書郵送費	⑦	
2020/4/27	12		3,882	618,424	事務所水道代	⑨	
2020/4/27	13		11,376	607,048	事務所駐車場代	⑨	
2020/4/27	14		46,264	560,784	事務所家賃	⑨	
月 計		810,000	249,216				
累 計		810,000	249,216	560,784			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/5/5	1		120,000	440,784	人件費	⑧	
2020/5/11	2		6,880	433,904	事務所電気代	⑨	
2020/5/11	3		244	433,660	製本ラベル購入費	⑨	
2020/5/11	4		4,293	429,367	携帯電話使用料	⑨	
2020/5/11	5		6,435	422,932	ガソリン代	①	
2020/5/11	6		147	422,785	新聞紙購入費	⑥	
2020/5/11	7		2,240	420,545	事務所ガス代	⑨	
2020/5/11	8		1,680	418,865	封筒購入費	⑨	
2020/5/11	9		261	418,604	コピー用紙購入費	⑨	
2020/5/15	10		40,000	378,604	人件費	⑧	
2020/5/26	11		46,264	332,340	事務所家賃	⑨	
2020/5/26	12		11,376	320,964	事務所駐車場代	⑨	
月 計		0	239,820				
累 計		810,000	489,036	320,964			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/6/4	1		6,268	314,696	事務所電気代	⑨	
2020/6/5	2		120,000	194,696	人件費	⑧	
2020/6/10	3		200	194,496	駐車場代	⑦	
2020/6/10	4		1,128	193,368	プリンターインク購入費	⑨	
2020/6/10	5		4,285	189,083	携帯電話使用料	⑨	
2020/6/10	6		9,910	179,173	ガソリン代	①	
2020/6/10	7		208	178,965	コピー用紙購入費	⑨	
2020/6/15	8		40,000	138,965	人件費	⑧	
2020/6/15	9		150	138,815	高速道路通行費	⑦	
2020/6/22	10		208	138,607	フリクション替え芯購入費	⑨	
2020/6/25	11		5,115	133,492	事務所水道代	⑨	
2020/6/29	12		46,264	87,228	事務所家賃	⑨	
2020/6/29	13		11,376	75,852	事務所駐車場代	⑧	
2020/6/29	14		173,844	-97,992	チラシポスティング代	⑦	
月 計		0	418,956				
累 計		810,000	907,992	-97,992			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/7/2	1		164	-98,156	箱ティッシュ購入費	⑨	
2020/7/5	2		120,000	-218,156	人件費	⑧	
2020/7/10	3	810,000		591,844	政務活動費7月～9月分受け入れ		
2020/7/10	4		9,348	582,496	ガソリン代	①	
2020/7/10	5		4,580	577,916	事務所ガス代	⑨	
2020/7/10	6		4,292	573,624	携帯電話使用料	⑨	
2020/7/15	7		40,000	533,624	人件費	⑧	
2020/7/17	8		200	533,424	ゴミ袋購入費	⑨	
2020/7/20	9		2,500	530,924	ガソリン代	①	
2020/7/25	10		4,904	526,020	事務所電気代	⑨	
2020/7/27	11		982	525,038	市政報告書郵送代	⑦	
2020/7/30	12		11,376	513,662	事務所駐車場代	⑨	
2020/7/30	13		46,264	467,398	事務所家賃	⑧	
2020/7/30	14		1,128	466,270	プリンターインク購入費	⑨	
月 計		810,000	245,738				
累 計		1,620,000	1,153,730	466,270			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/8/5	1		120,000	346,270	人件費	③	
2020/8/11	2		8,659	337,611	ガソリン代	①	
2020/8/11	3		1,593	336,018	事務所ガス代	⑨	
2020/8/11	4		7,918	328,100	携帯電話使用料	⑨	
2020/8/15	5		40,000	288,100	人件費	③	
2020/8/17	6		5,312	282,788	事務所電気代	⑨	
2020/8/31	7		11,376	271,412	事務所駐車場代	⑨	
2020/8/31	8		46,264	225,148	事務所家賃	⑨	
2020/8/31	9		584	224,564	布ガムテープ・コピー用紙・ゴミ袋購入費	⑨	
2020/8/31	10		200	224,364	駐車場代	①	
月 計		0	241,906				
累 計		1,620,000	1,395,636	224,364			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/9/4	1		5,283	219,081	事務所水道代	⑨	
2020/9/5	2		120,000	99,081	人件費	⑧	
2020/9/7	3		129	98,952	ガラスマジックリン購入費	⑨	
2020/9/8	4		704	98,248	ファイル紙購入費	⑨	
2020/9/10	5		3,194	95,054	ガソリン代	①	
2020/9/10	6		11,875	83,179	ガソリン代	①	
2020/9/10	7		2,163	81,016	携帯電話使用料	⑨	
2020/9/14	8		10,640	70,376	事務所電気代	⑨	
2020/9/15	9		40,000	30,376	人件費	⑧	
2020/9/25	10		1,300	29,076	クリップ・テブラ替えシール購入費	⑨	
2020/9/28	11		964	28,112	電卓・携帯用電卓購入費	⑨	
2020/9/29	12		600	27,512	駐車場代	⑦	
2020/9/30	13		11,376	16,136	事務所駐車場代	⑨	
2020/9/30	14		46,264	-30,128	事務所家賃	⑨	
2020/9/30	15		200	-30,328	駐車場代	⑦	
月 計							
累 計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2020/9/30	16		200	-30,528	駐車料金	⑦	
月 計		0	254,892				
累 計		1,620,000	1,650,528	-30,528			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/10/1	1		348	-30,876	ホッチキスの針、コピー用紙購入費	⑨	
2020/10/1	2		176	-31,052	カッター、ハサミ購入費	⑨	
2020/10/5	3		120,000	-151,052	人件費	⑧	
2020/10/9	4	810,000		658,948	政務活動費10月～12月分受け入れ		
2020/10/12	5		2,074	656,874	携帯電話使用料	⑨	
2020/10/12	6		1,664	655,210	プリンターインク購入費	⑨	
2020/10/12	7		2,477	652,733	事務所ガス代	⑨	
2020/10/12	8		2,091	650,642	ガソリン代	①	
2020/10/12	9		6,818	643,824	ガソリン代	①	
2020/10/20	10		156,217	487,607	市政報告書印刷代	⑦	
2020/10/21	11		400	487,207	駐車場代	⑦	
2020/10/26	12		8,767	478,440	事務所電気代	⑨	
2020/10/26	13		4,564	473,876	事務所水道代	⑨	
2020/10/26	14		88	473,788	雑巾購入費	⑨	
2020/10/29	15		46,264	427,524	事務所家賃	⑨	
月 計							
累 計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/10/29	16		11,376	416,148	事務所駐車場代	⑨	
月 計		810,000	363,324				
累 計		2,430,000	2,013,852	416,148			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/11/2	1		76	416,072	油性ペン購入費	⑨	
2020/11/5	2		120,000	296,072	人件費	⑧	
2020/11/9	3		261	295,811	コピー用紙購入費	⑨	
2020/11/10	4		2,245	293,566	携帯電話使用料	⑨	
2020/11/10	5		1,158	292,408	事務所ガス代	⑨	
2020/11/10	6		12,187	280,221	ガソリン代	①	
2020/11/16	7		450	279,771	登記事項要約書発行代	⑦	
2020/11/17	8		200	279,571	駐車場代	⑦	
2020/11/19	9		12,700	266,871	市政報告書郵便代	⑦	
2020/11/23	10		288	266,583	ゴミ袋購入費	⑨	
2020/11/24	11		6,288	260,295	事務所電気代	⑨	
2020/11/27	12		23,264	237,031	事務所家賃	⑨	
2020/11/28	13		200	236,831	駐車場代	⑦	
月 計		0	179,317				
累 計		2,430,000	2,193,169	236,831			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/12/5	1		120,000	116,831	人件費	⑧	
2020/12/10	2		1,993	114,838	携帯電話使用料	⑨	
2020/12/10	3		1,804	113,034	事務所ガス代	⑨	
2020/12/10	4		3,635	109,399	ガソリン代	①	
2020/12/10	5		4,769	104,630	ガソリン代	①	
2020/12/10	6		19,696	84,934	掃除機購入費	⑨	
2020/12/15	7		800	84,134	交通費	⑦	
2020/12/15	8		1,800	82,334	登記発行代	⑦	
2020/12/21	9		5,135	77,199	事務所電気代	⑨	
2020/12/21	10		2,903	74,296	事務所水道代	⑨	
2020/12/22	11		179	74,117	箱ティッシュ・ガラスマジックリン購入費	⑨	
2020/12/28	12		152	73,965	コピー用紙購入費	⑨	
2020/12/28	13		198,594	-124,629	チラシポスティング代	⑦	
2020/12/28	14		2,449	-127,078	事務所電気代	⑨	
2020/12/28	15		44,715	-171,793	事務所家賃	⑨	
月 計		0	408,624				
累 計		2,430,000	2,601,793	-171,793			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/1/5	1		120,000	-291,793	人件費	⑧	
2021/1/8	2	810,000		518,207	政務活動費1月～3月分受け入れ		
2021/1/12	3		522	517,685	事務所電気代	⑨	
2021/1/12	4		1,326	516,359	プリンターインク購入費	⑨	
2021/1/12	5		2,149	514,210	蛍光灯購入費	⑨	
2021/1/12	6		467	513,743	事務所ガス代	⑨	
2021/1/12	7		2,376	511,367	携帯電話使用料	⑨	
2021/1/25	8		163	511,204	コピー用紙購入費	⑨	
2021/1/26	9		110	511,094	定規購入費	⑨	
2021/1/27	10		44,715	466,379	事務所家賃	⑨	
月 計		810,000	171,828				
累 計		3,240,000	2,773,621	466,379			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2021/2/4	1		1,012	465,367	FAXインク購入費	⑨	
2021/2/5	2		120,000	345,367	人件費	⑧	
2021/2/5	3		11,000	334,367	人件費	⑧	
2021/2/10	4		13,625	320,742	ガソリン代	①	
2021/2/10	5		2,187	318,555	携帯電話使用料	⑨	
2021/2/18	6		180	318,375	新聞紙購入費	⑥	
2021/2/20	7		400	317,975	駐車場代	⑦	
2021/2/22	8		180	317,795	新聞紙購入費	⑥	
月 計		0	148,584				
累 計		3,240,000	2,922,205	317,795			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/3/1	1		44,715	273,080	事務所家賃	⑨	
2021/3/3	2		152	272,928	コピー用紙購入費	⑨	
2021/3/5	3		120,000	152,928	人件費	⑧	
2021/3/5	4		36,200	116,728	人件費	⑧	
2021/3/10	5		5,843	110,885	ガソリン代	①	
2021/3/10	6		4,715	106,170	事務所電気代	⑨	
2021/3/10	7		1,816	104,354	携帯電話使用料	⑨	
2021/3/10	8		4,990	99,364	Wi-Fi・固定電話使用料	⑨	
2021/3/18	9		110	99,254	筆ペン購入費	⑨	
2021/3/25	10		640	98,614	駐車場代	①	
2021/3/25	11		1,500	97,114	参加費	①	
2021/3/30	12		220	96,894	駐車場代	⑦	
2021/3/30	13		73,188	23,706	市政報告書印刷代	⑦	
2021/3/30	14		2,655	21,051	市政報告書印刷代	⑦	
2021/3/31	15		220	20,831	駐車場代	⑦	
月 計		0	296,964				
累 計		3,240,000	3,219,169	20,831			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

フリガナ	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2019年 5月 1日 ～ 2020年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	40時間 / 週 (1日 8時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)    32 時間 (週勤務時間数)    40 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

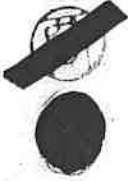

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	年 月 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2019年 5月 1日から 2020年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町185-16	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から 午後6時00分 上記の時間内で、業務に必要な時間 (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は60分)	
休 日	日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇時	
給与(賃金)	時給1000円	
給与支払	毎月月末締め、翌15日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2019年 5月 1日		
雇用者	西川 知己	
被雇用者	[REDACTED]	

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2020年 4月 1日 ~ 2021年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35時間 / 週 (1日 7時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)      32 時間 (週勤務時間数)      40 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	年 月 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町185-16	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から - 午後5時00分 上記の時間内で、業務に必要な時間 (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は60分)	
休 日	日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇時	
給与(賃金)	時給1000円	
給与支払	毎月月末締め、翌15日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2020年 4月 1日		
雇用者	西川 知己	
被雇用者	[REDACTED]	

出席簿 (2020年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	日						
2日	月						
3日	火						
4日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
5日	木						
6日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
7日	土						
8日	日						
9日	月						
10日	火						
11日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
12日	木						
13日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
14日	土						
15日	日						
16日	月						
17日	火						
18日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
19日	木						
20日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
21日	土						
22日	日						
23日	月						
24日	火						
25日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
26日	木						
27日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
28日	土						
29日	日						
30日	月						
31日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
合計時間					50/	時間	
出席日数					9/	日	



出席簿 (2020年4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
2日	木						
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
4日	土						
5日	日						
6日	月						
7日	火						
8日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
9日	木						
10日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
11日	土						
12日	日						
13日	月						
14日	火						
15日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
16日	木						
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
18日	土						
19日	日						
20日	月						
21日	火						
22日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
23日	木						
24日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
25日	土						
26日	日						
27日	月						
28日	火						
29日	水	10:00	15:00	1:00	4:00		
30日	木						
合計時間					50	時間	
出席日数					9	日	



出席簿 (2020年5月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
2日	土						
3日	日						
4日	月						
5日	火						
6日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
7日	木						
8日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
9日	土						
10日	日						
11日	月						
12日	火						
13日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
14日	木						
15日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
16日	土						
17日	日						
18日	月						
19日	火						
20日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
21日	木						
22日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
23日	土						
24日	日						
25日	月						
26日	火						
27日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
28日	木						
29日	金	10:00	15:00	1:00	4:00		
30日	土						
31日	日						
合計時間					50	時間	
出席日数					9	日	



出席簿 (2020年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	月						
2日	火						
3日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
4日	木						
5日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
6日	土						
7日	日						
8日	月						
9日	火						
10日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
11日	木						
12日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
13日	土						
14日	日						
15日	月						
16日	火						
17日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
18日	木						
19日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
20日	土						
21日	日						
22日	月						
23日	火						
24日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
25日	木						
26日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
27日	土						
28日	日						
29日	月						
30日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
合計時間					50	時間	
出席日数					9	日	





出席簿 (2020年7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
2日	木						
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
4日	土						
5日	日						
6日	月						
7日	火						
8日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
9日	木						
10日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
11日	土						
12日	日						
13日	月						
14日	火						
15日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
16日	木						
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
18日	土						
19日	日						
20日	月						
21日	火						
22日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
23日	木						
24日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
25日	土						
26日	日						
27日	月						
28日	火						
29日	水	10:00	15:00	1:00	4:00		
30日	木						
31日	金						
合計時間					50	時間	
出席日数					9	日	



出席簿 (2020年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	土						
2日	日						
3日	月						
4日	火						
5日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
6日	木						
7日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
8日	土						
9日	日						
10日	月						
11日	火						
12日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
13日	木						
14日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
15日	土						
16日	日						
17日	月						
18日	火						
19日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
20日	木						
21日	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
22日	土						
23日	日						
24日	月						
25日	火						
26日	水	10:00	16:00	1:00	5:00		
27日	木						
28日	金	10:00	16:00	1:00	5:00		
29日	土						
30日	日						
31日	月	10:00	15:00	1:00	4:00		
合計時間					50	時間	
出席日数					9	日	



## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2019年 9月 1日 ~ 2020年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	120時間 / 月 (1日 8時間× 3日・4日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	150,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.2 時間</u> (週勤務時間数) 24 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			













※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	 堺市 	TEL 
下記の条件で契約する		
雇用期間	2019年 9月 1日から 2020年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町185-16	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から 午後6時00分 上記の時間内で、月間の就業が150時間を超えない程度 (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇時	
給与・待遇	月額150,000円	
給与支払	毎月月末締め、翌5日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	西川 知己	 
被雇用者		

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2020年 4月 1日 ～ 2021年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	120時間 / 月 (1日 8時間 × 3日・4日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	150,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)      19.2 時間 (週勤務時間数)      24 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	年 月 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約する

雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで
就業場所	堺市北区長曾根町185-16
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から 午後6時00分 上記の時間内で、月間の就業が150時間を超えない程度 (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は60分)
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇時
給与・待遇	月額150,000円
給与支払	毎月月末締め、翌5日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)
給与振込先	雇用者の指定する方法にて

上記契約期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

2020年 4月 / 日

雇用者

西川 知己



被雇用者



出席簿 (2020年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	日						
2日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	水						
5日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	金						
7日	土						
8日	日						
9日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	水						
12日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	金						
14日	土						
15日	日						
16日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	水						
19日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	金						
21日	土						
22日	日						
23日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	水						
26日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	土						
29日	日						
30日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
31日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	水						
2日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	土						
5日	日						
6日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	水						
9日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	金						
11日	土						
12日	日						
13日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	水						
16日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	金						
18日	土						
19日	日						
20日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
21日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	水						
23日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	金						
25日	土						
26日	日						
27日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	





出席簿 (2020年5月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	土						
3日	日						
4日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	水						
7日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	金						
9日	土						
10日	日						
11日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	金						
16日	土						
17日	日						
18日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	水						
21日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	金						
23日	土						
24日	日						
25日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	水						
28日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	土						
31日	日						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	水						
4日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	土						
7日	日						
8日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	水						
11日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	金						
13日	土						
14日	日						
15日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	水						
18日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	金						
20日	土						
21日	日						
22日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	水						
25日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	金						
27日	土						
28日	日						
29日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	水						
2日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	土						
5日	日						
6日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	水						
9日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	金						
11日	土						
12日	日						
13日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	水						
16日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	金						
18日	土						
19日	日						
20日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
21日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	水						
23日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	金						
25日	土						
26日	日						
27日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	水						
30日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
31日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	土						
2日	日						
3日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	水						
6日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	金						
8日	土						
9日	日						
10日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	水						
13日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	土						
16日	日						
17日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	水						
20日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
21日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	土						
23日	日						
24日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	水						
27日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	金						
29日	土						
30日	日						
31日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿(2020年9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	水						
3日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	土						
6日	日						
7日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	水						
10日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	金						
12日	土						
13日	日						
14日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	水						
17日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	金						
19日	土						
20日	日						
21日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	水						
24日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	土						
27日	日						
28日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	水						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年 10月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	土						
4日	日						
5日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	水						
8日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	金						
10日	土						
11日	日						
12日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
14日	水						
15日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	金						
17日	土						
18日	日						
19日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
21日	水						
22日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	金						
24日	土						
25日	日						
26日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	水						
29日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
31日	土						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年 11月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	日						
2日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	水						
5日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
7日	土						
8日	日						
9日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	水						
12日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	金						
14日	土						
15日	日						
16日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	水						
19日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	金						
21日	土						
22日	日						
23日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	水						
26日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
28日	土						
29日	日						
30日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2020年 12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	水						
3日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
4日	金						
5日	土						
6日	日						
7日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	水						
10日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
11日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	土						
13日	日						
14日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	水						
17日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
18日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	土						
20日	日						
21日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	水						
24日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
25日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	土						
27日	日						
28日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	火						
30日	水						
31日	木						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	





出席簿 (2021年 1月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	金						
2日	土						
3日	日						
4日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	水						
7日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
8日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	土						
10日	日						
11日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	水						
14日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
15日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	土						
17日	日						
18日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	水						
21日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
22日	金						
23日	土						
24日	日						
25日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	水						
28日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
29日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
30日	土						
31日	日						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



出席簿 (2021年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
2日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
3日	水						
4日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
5日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
6日	土						
7日	日						
8日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
9日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
10日	水						
11日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
12日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
13日	土						
14日	日						
15日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
16日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
17日	水						
18日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
19日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
20日	土						
21日	日						
22日	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
23日	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
24日	水						
25日	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
26日	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
27日	土						
28日	日						
合計時間					120	時間	
出席日数					15	日	



## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2021年 1月 1日	～	2021年 3月 31日
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	時間 / 月 (1日 5時間× 2日・3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)    12 時間 (週勤務時間数)    15 時間 <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			












※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	〒  大阪府堺市 	TEL 
下記の条件で契約する		
雇用期間	2021年 1月 1日から 2021年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町 408-1 関西ビル 1階	
仕事内容	訪問もしくは電話での市民相談の受付及び対応 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から 午後3時00分 (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は60分)	
休 日	シフト制	
給与・待遇	時給 1,000 円	
給与支払	毎月月末締め、翌5日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	西川 知己	2021年 (月) 10日 
被雇用者		

出席簿 (2021年 1月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	金						
2日	土						
3日	日						
4日	月						
5日	火						
6日	水						
7日	木						
8日	金						
9日	土						
10日	日						
11日	月						
12日	火						
13日	水						
14日	木						
15日	金						
16日	土						
17日	日						
18日	月						
19日	火						
20日	水						
21日	木						
22日	金						
23日	土						
24日	日						
25日	月	10:00	16:00	1:00	5:00		
26日	火	10:00	15:30	1:00	4:30		
27日	水						
28日	木	10:00	15:15	1:00	4:15		
29日	金						
30日	土						
31日	日						
合計時間					13.75	時間	
出席日数					3	日	



出席簿 (2021年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備考
					基本	時間外	
1日	月	10:00	15:30	1:00	4:30		
2日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
3日	水						
4日	木	10:00	15:00	1:00	4:00		
5日	金						
6日	土						
7日	日						
8日	月	10:00	15:30	1:00	4:30		
9日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
10日	水						
11日	木						
12日	金						
13日	土						
14日	日						
15日	月	10:00	15:00	1:00	4:00		
16日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
17日	水	10:00	15:15	1:00	4:15		
18日	木						
19日	金						
20日	土						
21日	日						
22日	月	10:00	15:00	1:00	4:00		
23日	火	10:00	15:00	1:00	4:00		
24日	水	10:00	15:00	1:00	4:00		
25日	木						
26日	金						
27日	土						
28日	日						
合計時間					45.25	時間	
出席日数					11	日	



### 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西川 知己

管理責任者 (議員名)	西川知己		
事務所名	西川知己事務所		
所在地	〒591-8025 堺市北区長曾根町 185-16		TEL 072 (249) 8263
兼用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社京谷 )		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	60 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 115,000 円 (政務活動費充当額 46,000 円)
政務活動事務所として使用する割合	40%	(次のいずれかの説明方法を選択) 詳細説明は備考欄にて <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による    使用面積 24 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による    月                                    時間のうち                                    時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 40% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 40% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・ 40% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 事務用品等 )・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	40% (80%)	月額 20,000 円 (自家駐車場 12,000 円、事務員駐車場 8,000 円) (政務活動費充当額 4,800 円、6,400 円)
		【所在地】 堺市北区長曾根町 3025-1、堺市北区中百舌鳥町 1-35-1	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (                                    ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所および駐車場、その他水道光熱費については、自宅と事務所との面積按分で50%分の面積を政務活動及び政党活動に使用し、事務所面積のうち政務活動分は80%のため、全体の中の40%を政務活動費として計上。 固定電話については、議員活動専用のため、80%を政務活動費に計上。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 賃貸借契約書

物件名称

長曾根町戸建1

1~2 階

1 号室

西川 知巳

様

mini  mini



# 念 書

## 殿

私は下記条項を確約いたします。

### 〈 確 約 事 項 〉

1. 賃借人は賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき、又は契約者以外の者が部屋に居すわった場合、第三者立会いのもとに部屋の鍵を取り換え  
随時室内残置物を処分されても異議を申立てしません。
1. 居住後、暴力団関係者、覚醒剤関係者などの出入りがあり近隣より苦情が出た場合は、契約を解除し退去します。  
この場合貸主には金品を請求いたしません。

上記のことを後日の証とし署名捺印のうえ確約致します。

平成 31 年 1 月 15 日

借主住所

堺市

TEL

氏名 西川 知巳

連帯保証人住所

長崎市

TEL

氏名

連帯保証人住所

TEL

氏名

実印

### ご 注 意

- 契約書は2冊とも署名捺印のうえ当社へご持参願います。
- 添付書類 賃借人  
保証人

- ※ 家賃共益費等は、すべて前払いです。月末までに翌月分を必ずお支払い下さい。(第4条・第5条参照)
- ※ 退去されるときは、かならず( )ヶ月以前に、賃貸人(家主)及び(水道局個別メーターのとき)の停止を連絡してください。へご連絡願います。(第13条)また、電気、ガス、水道

### 注意事項

1. 建物の寿命は住む人の手入れや管理のしかた一つによって同じ建物が10年で駄目になったり、50年も長持ちしたりするものです。皆さん可愛がって寿命を延ばしてやりましょう。
2. 不注意で、洗濯機の水が溢れたり、バケツをひっくり返したりしますとその被害は下の階の方に直接かかってきます。万一そういう事態が発生しましたら直ちに管理者にご連絡の上、下の階のお宅へかけつけて水の処理をして下さい。被害の弁償もしていただきます。
3. 鍵は入居のとき 本お渡し致します。
- ※ 退去の時1本でも紛失されていた場合には、防犯のためにドアロック全部を取り換えます。その代金をご請求しますから紛失しないようにご注意下さい。
4. 部屋の換気、通風をよくしておきませんと「結露」が発生し易く、特に冬期は部屋を暖房するため必ずといってよほど結露が発生します。
- ※ 通風に注意し、風呂・トイレの窓は開けておくとか、暖房は控えめにするなど結露が発生したら根気よく拭きとるなどご面倒でも手入れをして下さい。
5. 電気(冷暖房、その他)電話・ガス(ストーブ、その他)水道等の諸設備の増設については必ず事前に管理者にご連絡下さい。誤って処理をして事故が起きたら大変です。
6. その他不明のことはなんでも管理者におたずね下さい。

以上

# 賃貸借契約書

## (1) 目的物件の表示

物件名称	長曾根町戸建1	1~2 階部分	1 号室
所在地	堺市北区長曾根町185-16	使用目的	構造
		住居専用	木造
			地上 2 階建

## (2) 契約期間

契約期間	2019年 1月 10日より	2021年 1月 9日まで
------	----------------	---------------

## (3) 契約条件

敷金	円	家賃	115,000 円		円
礼金	円	家賃	円		円
	円		円		円

## (4) 賃料等の支払方法

支払時期	翌月分を 当月 末日までに 翌月分の賃料を下記支払方法によりお支払頂きます。				
支払方法	銀行振込	*尚、振込手数料は借主負担とします。	口座振替の際の借主負担手数料	円	
込先	近畿大阪銀行 深井支店	フリガナ) カ)キョウタン	口座名義	株式会社 京谷	
	普通				

貸主と借主は、上記のとおり賃貸借契約を締結し、それを証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成 31年 1月 15日

貸主	所	〒591-8024 堺市北区黒土町58-2				
	氏名	株式会社 京谷 TEL 072-257-3243				
借主	住所	代表取締役 京谷 高行				
	氏名(ふりがな)	にいかわおし	自宅TEL	生年月日	Q.H 53年6月30日	
連帯保証人 (自筆)	住所	長崎市				
	氏名(ふりがな)		自宅TEL	生年月日		
入居者	氏名(ふりがな)		借主との続柄	氏名(ふりがな)	生年月日	借主との続柄
					年 月 日	
仲介・媒介業者	免許証番号	大阪府知事免許(2)第56702号				
	住所	大阪府堺市北区中百舌鳥町2丁69番地				
	商号	株式会社ラインエステート				
	代表者	代表取締役 大林 謙一				
	TEL	072-256-7232				
	宅地建物	取引士				

連帯保証人は、借主の貸主に対する一切の義務・債務について、借主と同等の責任で契約を履行することを約束し上記に捺印します。

(第21条参照)

借主と同等の責任を負うということは、例えば、賃料の未払いが発生した時に、貸主が借主に請求せず、連帯保証人のみ請求したとしても、連帯保証人は支払いを履行しなければなりません。連帯保証人は、借主に対して貸主が請求していないことを理由に、支払いを拒絶することはできません。尚且つ、「先に借主に請求しろ」と言うこともできません。また連帯保証人が借主が支払いを履行する資力が十分あることを知っていてそれを証明することができたとしても、それを理由に支払いを拒絶することもできません。要するに、未払い賃料というひとつの債務に、借主と連帯保証人という二人の債務者が同時に存在しているということです。貸主はどちらに請求しても、且つ、両方に請求することもできます。又、どちらから受け取ってもよいこととなります。連帯保証とは主たる債務者(借主)の債務を二次的(補充的)に履行するというものではありません。

— はじめに —

- ① 条件と金額に係わるお約束  
(第1、2、3、4、5、9、13、16、17条)
- ② お部屋を出る時のお約束 (第5、6、8、9、10条)
- ③ 借主がしてはならないお約束(第7、11、12、14、15、16条)
- ④ 借主並びに貸主が守らなければならないお約束  
(第11、16、18、19、20、21条)
- ⑤ 其他のお約束 (第22、23、24、25条)

第1条 (賃貸借条件欄(表)の説明)

- ① 契約期間は、これを途中で終了させる事も(第6条参照)、期間満了に伴い更新(第4条参照)することもできます。
- ② 賃料(第2条参照)は本物件の使用又は占有に対する対価です。
- ③ 共益費は、共用部分の光熱、給排水、塵芥処理等に関する費用を他の入居者と共同で負担する為の分担金です。
- ④ 礼金は、本契約締結に際し貸主に対し支払われるもので、本物件を借り受ける権利の対価と解される金銭で、いかなる場合でも借主に返還されるものではありません。
- ⑤ 敷金及び保証金は、本物件の返還明渡し完了までの借主の債務を担保する金銭で基本的には借主に返還されるものです。(第5条参照)
- ⑥ 解約引き、敷引き、償却は、本物件の修繕費と解される金銭で、いかなる場合でも敷金もしくは保証金より差し引かれます。

第2条 (賃料・共益費)

1. 契約の月額賃料・共益費及びその他の費用は、表題部記載の通りとし、借主は、同記載の支払方法に従い、これを支払います。契約の始期において1ヶ月に満たない期間が発生した場合には、当該月の日数を分母とする日割計算により算出した額を当該月の金額とします。
2. 借主が賃料・共益費等の支払を怠った場合、借主はその支払期日から支払済に至る迄、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
3. 借主が賃料・共益費等を支払う際の振込手数料や口座振替の手数料は借主の負担とします。

第3条 (賃料、共益費及び諸料金の改定)

本契約期間中であっても次の事項に該当する時は、借主・貸主双方協議の上、賃料・共益費および諸料金を改定することができます。

- ① 物価及び近隣の住宅賃料等に変動が生じ、現在の金額が不当であると貸主が認めたとき。
- ② 本物件に係わる維持管理費用、地代及び公租公課等の負担が増加したとき。
- ③ 貸主が、本物件、付属施設又は敷地に改良を加えたとき。
- ④ その他特に必要があると認めたとき。

第4条 (更新及び更新拒絶)

1. 本契約書の表題部に記載された契約期間の満了に際し、貸主と借主は、賃料・共益費及び敷金等の改定並びに契約条文の変更等を協議の上、本契約を更新することができます。
2. 本契約期間満了までに、貸主および借主双方異議申し出のない場合は、本契約は同一条件にて自動的に更新されます。
3. 貸主は、自己使用その他正当な事由により、更新を拒絶する場合、又は条件を変更しなければ更新をしないという場合には、借主に対し、契約期間満了の6ヶ月以上1年未満の間に、書面により通知しなければなりません。但し、賃料等の増額の通知については1ヶ月以上前までとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 貸主は本契約が終了した際に、借主の入居開始から本物件の返還明渡し(第10条参照)が完了する迄の間に発生する主の全ての債務(賃料、共益費、損害賠償、第9条参照記載の借主が負担する費用、第10条記載の原状回復に要する費用等)を担保することを目的に、借主より本契約書表題部に記載された敷金・保証金を預かります。但し、敷金・保証金は利息をつけません。
2. 貸主は、本物件の返還明渡し完了された後に、借主の別債務があれば敷金・保証金よりこれを差し引き、その残額を債権・債務確定後1ヶ月以内に借主に返還します。
3. 貸主は、前号の規定により敷金から借主の残債務を差し引く場合、「精算書」により各債務額を借主に明示することとします。尚、残額の返還が振込の場合、振込手数料は借主の負担とします。
4. 借主は貸主に対し、契約期間中に発生した債務につき敷金・保証金をもってその債務との相殺を主張することはできません。
5. 借主は、敷金・保証金の返還請求権を第三者に譲渡した本契約以外の債務の担保とすることはできません。

第6条 (期間内解約)

1. 借主は、賃貸借契約期間内であっても、1ヶ月以上の予告期間をもって、且つ書面によって貸主に対し解約の申入れをすることにより、本契約を解約することができますが、この意思表示は取り消すことができません。尚、借主の予告期間が月を満たさない場合は、借主はその不足日数の賃料及び共益費相当額を違約金として貸主に支払い本契約を解約することが出来ます。但し、明渡し時の賃料の日割り計算はしません。
2. 貸主は、自己使用その他正当な事由があるときは、借主に対し書面により、6ヶ月以上の予告期間をもって、本契約の解除を申し入れることができます。

第7条 (契約解除)

借主が次の各号の一つに該当する時は、貸主は直ちに本契約を解除すること、又は本契約の更新を拒絶することができます。尚、この場合において貸主が被害を被った時は、貸主は借主に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ① 本契約書、入居申告書に虚偽の事項を記載し、又は不正手段により入居したとき。
- ② 借主の連帯保証人予告者がそれを拒んだとき、又は、貸主の認める連帯保証人の追加、変更ができないとき。
- ③ 定められた賃料・共益費・諸料金を期限通り支払わなかったとき。
- ④ 賃料等の支払をしばしば遅滞することにより、その支払能力がないと貸主が認め、且つその遅滞が本契約における貸主間の信頼関係を害するものであると貸主が認めたとき。
- ⑤ 差押・仮差押・仮処分その他の強制執行及び破産開始決定・民事再生手続き開始・会社整理・会社更生手続き開始解散等がなされたとき。
- ⑥ 本物件・付属施設又は共用部分を、故意又は重大な過失により、汚損もしくは滅失したとき。
- ⑦ 1ヶ月以上不在となり、且つ本物件を使用する意思がない貸主が認めたとき。
- ⑧ 共同生活の秩序を乱し、又は貸主の信用を著しく失墜させた事実があったと貸主が認めたとき。
- ⑨ 本契約、又はこれに付帯して締結した契約・覚書・使用細則等の各条項に違反したとき。

#### 第8条 (契約の消滅)

天災地変、火災その他貸主の責任によらない事由により本物件を使用することができなくなった時は、本契約は当然に消滅し、且つこれによって借主の被った損害については、貸主は何等の責任も負いません。又、この場合、借主は名目の如何を問わず、貸主に対して金銭その他の請求は出来ません。

#### 第9条 (費用の負担区分)

- 貸主は以下の費用を負担します。但し、②③については著しい経年劣化・消耗・機能低下が認められる場合に限りです。
  - 建物及び付属施設の定期点検とその補修費用。
  - 室内仕上・造作等の経年劣化及び消耗による補修取替費用。
  - 各種設備・備品の経年劣化による機能低下による補修取替費用。
- 借主は以下の費用を負担します。
  - 家財総合保険に加入するための費用。
  - 入居中の管球・水道パッキン・乾電池等の交換費用。
  - 本物件明渡し時の畳・襖・障子・網戸・シャワーカーテンの取替え及び衛生クリーニング費用。  
(使用期間の長短に拘わりません。)
  - 前項以外の原状回復に関する費用。
  - その他の軽微な修繕費用。
  - 町会費等。
  - 表題部(3)記載の鍵交換代費用。

#### 第10条 (原状回復及び明渡し)

- 借主は本契約が解除・解約その他の事由により終了する場合、その日迄に原状に復さなければなりません。又、次の各号を完了し本物件の明渡しをしなければなりません。
  - 借主が所有する備品、什器等を完全に撤去すること。
  - 電気・ガス・水道・電話等の公共料金を精算すること。
  - 電話回線に関する変更は、貸主の許可を得なければなりません。又、退去時には、借主が入居時の原状に復するものとします。
  - 入居時に受け取った正規の鍵を返却すること。  
(複製した鍵があるときはそれも含む)
- 借主は、前項の本物件明渡しの完了について、貸主の確認を受けなければなりません。
- 第1項に定める借主の本物件明渡しに一部でも不履行がある場合に貸主がその理由を相当と認めるときは、貸主は借主の履行していない部分を、借主の費用負担で任意に履行することができ、借主はこれに異議を申し立てることができません。尚、その履行の完了をもって明渡しが完了したものとみなします。(その時点迄賃料は継続します。)
- 第1項①の場合において、本契約が終了したにもかかわらず、本物件内に残置物があるときは、借主は当該残置物に対する所有権を放棄します。この場合、貸主はこれを処分し、これに要した費用を借主に請求することができます。
- 貸主の書面による承諾を得て借主が原状変更を行った場合においても、借主は本物件の明渡しに際し、その事由及び名目の如何に拘らず、本物件内の造作及び設備について支出した費用の償還請求又は移転料、礼金等一切の請求はしないことは勿論、本物件内に設置した造作、設備等の買取りを貸主に請求することはできません。
- 本契約終了と同時に借主が本物件を明渡さないときは、本契約終了の日の翌日以降明渡しに至るまで日割賃料相当額の倍額の使用損害金及び共益費並びに諸料金相当額を貸主に支払うものとします。尚、借主はその損害を補償しなければなりません。
- 借主が行う本物件に関する修繕その他の工事一切は、貸主の指定する業者又は予め貸主の承諾した業者にさせる

ものとし、

- 貸主および借主は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表1,2の規定に基づき本物件の原状回復を行います。

#### 第11条 (承諾事項)

本物件の使用目的と入居者は、原則として本契約書表題部の通りとし、使用目的・入居者の変更・人員の増加等は貸主の承諾が必要です。承諾を得ずに借主が行うと契約解除(第7条参照)の対象となります。但し子供の出生による人員の増加は通知事項(第19条)とします。

#### 第12条 (原状変更及び修繕)

借主は、本物件に対し修理・模様替え等で原状を変更する行為をしてはいけません。但し、事前に貸主の書面による承諾があればその限りではありません。

#### 第13条 (鍵の取扱い)

借主は、紛失、盗難その他理由の如何を問わず、本物件の鍵を失ったときは、直ちに貸主に連絡しなければなりません。この場合、貸主は速やかに本物件の鍵を取替え、新しい鍵を借主に交付します。鍵の取替えなどの費用は借主の負担とします。尚、明渡し時に本物件の鍵を返却できない場合の鍵交換代も借主の負担とします。

#### 第14条 (禁止事項)

借主は次の行為をしてはいけません。

- 本物件の全部又は一部の賃借権を第三者に譲渡、又は担保として提供すること。
- 本物件の全部又は一部の賃借権を第三者(親族含む)に転貸(共同使用、使用貸借、その他これに準ずる一切の行為を含む)すること。
- 本物件の内外において石油ストーブの使用、危険な火気・可燃物の取扱い、犬猫鳥獣等のペット類を飼育すること。
- 本物件の内外において、猛獣・猛毒をもつ動物等、明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- 本物件の内外において、鉄砲、刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 本物件の内外において、大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- 本物件の内外において、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 本物件の内外において、大音量でピアノ等の演奏、テレビ・ステレオ等の操作を行い近隣に迷惑をかけること。
- 階段・廊下・通路等の共用部分およびベランダ外部に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 本物件並びにその近隣に危険・迷惑を及ぼす行為、その他本物件の維持保全を害する行為。
- 本物件の内外において風紀・衛生・公序良俗に反する行為を行うこと。

#### 第15条 (反社会的勢力の排除)

借主又は入居者が次の各号の一つに該当した時は、本契約は直ちに終了し、借主は、本契約書第10条(原状回復及び明渡し)の規定に従い本物件を明渡さなければなりません。

- 暴力団構成員及び同準構成員であることが判明したとき。
- 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう)が反社会的勢力であると判明したとき。
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結した場合。
- 本物件内・共用部分・付属設備等に暴力団の組織・名称・活動等に関する看板・名札・写真・絵画・ちょうちん・代紋その他これに類するものを掲示したとき。

- ⑤ 本物件内に暴力団構成員及び同準構成員を同居させ、またはこれらの者を反復して出入りさせたとき。
- ⑥ 暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物損壊・逮捕監禁・凶器準備集合・賭博・売春・ノミ行為・覚醒剤・拳銃・火薬類その他これらに関する犯罪に直接もしくは間接的に関わったとき。
- ⑦ 本物件内及び本物件の近隣において、暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして他の入居者・管理者・出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。

#### 第16条 (損害賠償と保安管理)

1. 借主(入居者、その家族及び訪問者等を含む)が故意又は過失により、本物件及び付属施設あるいは他の入居者に人的又は物的損害(汚損・破壊・故障・水漏れ・その他)を与えたときは、借主は速やかにその旨を貸主に連絡し、且つその請求に従い直ちに原状回復その他の方法により損害を賠償しなければなりません。近隣その他第三者に損害を与えた場合も同様とします。
2. 貸主又は管理者が、本物件の維持保全に必要な工事を行う場合の本物件・付属施設及び共用部分の使用停止等による借主の損害について、借主は貸主、管理者及びその工事を行うものに対し賠償を求められません。
3. 本物件内はもちろん敷地内の防犯・防火その他の保安管理は、借主及び入居者が他の入居者と共同して自主的に行います。本物件及び敷地内に生じた盗難・器物損壊・傷害又は天災地変・火災その他貸主の責に帰すことのできない事由により生じた損害について、貸主は責任を負いません。

#### 第17条 (保険の付保)

借主は本契約締結時に貸主の指定する借家人賠償特約付の火災保険に加入し本契約期間中は加入を継続します。

#### 第18条 (立入点検)

1. 貸主または貸主の指定した者は、本物件の管理上、管理及び点検の必要がある場合、事前に借主に通知し、承諾を得た上で本物件内に立入り、適宜の処置をとることができます。
2. 前項の規定にかかわらず、防犯・火災・救援等緊急の場合には借主に通知なく本物件に立入ることができます。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、又は本物件を借り受けようとする者が下見をするときは、貸主および下見をする者は、予め借主の承諾を得て本物件内に立ち入ることができます。
4. 第1項、第2項および第3項の場合、借主は貸主の措置に協力しなければなりません。
5. 借主が長期間(1ヶ月以上)にわたり、貸主に何ら通知なく不在となり、連絡がとれず行方不明と判断した場合には、貸主は本物件の管理、保全のために本物件に立入ることができます。

#### 第19条 (貸主に対する通知)

借主は次の各号の一つに該当する時は、直ちに貸主に対し書面をもって通知しなければなりません。

- ① 借主又は入居者が引き続き1ヵ月以上本物件を不在にするとき。
- ② 入居人員が、子供の出生により増加したとき。
- ③ 入居人員が、何らかの事由により減少したとき。
- ④ 借主又は借主の連帯保証人が、氏名・住所・電話番号・勤務先・商号・代表者名を変更したとき。
- ⑤ 本物件、付属施設又は共用部分を汚損・破損・もしくは滅失したとき、もしくはそれらを発見したとき。
- ⑥ 借主の連帯保証人がその責任を果たし得なくなったという事実を知ったとき。
- ⑦ 借主が破産等の申し立てを行ったとき。

#### 第20条 (善管注意義務・使用細則の遵守)

1. 借主は、本物件・付属施設及び共用部分を善良なる管理者の注意をもって占有又は使用しなければなりません。(別表1,2参照)
2. 借主は、本物件・付属施設及び共用部分の使用に関し定められている管理規約・使用細則・入居のしおり等を遵守しなければなりません。

#### 第21条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約上の借主の一切の義務・債務について本物件明渡し及び精算が完了する迄借主と同等の責任を負います。この為借主が債務不履行又は契約違反等となる事態には、連帯保証人が単独で本契約の解除・本物件の明渡し・本物件内の借主の所有物の移管等を行うことができる権限を持つことを、貸主、借主共に予め承認します。
2. 連帯保証人がその責任を果たし得なくなったと貸主が認められる場合、借主は、貸主が適性と認める連帯保証人の追加又は変更を行わなければなりません。
3. 借主が所在不明等連絡が取れなくなった時は、物件の保全、債務拡大の防止の為に、連帯保証人は、信義に基づき貸主に協力し、その責任において問題を解決しなければなりません。
4. 本契約が更新された場合、連帯保証人は更新後の契約についても引き続き連帯保証人となります。

#### 第22条 (借主が法人の場合の特約)

借主が法人である場合、以下の責任と義務を負います。

- ① 入居させる者の氏名・緊急連絡先・本物件内に架設する電話番号を貸主に届け出なければなりません。
- ② 無断で入居者を変更することはできません。
- ③ 本契約の内容を入居者に十分理解させ、本物件及び付帯設備等の正しい使用方法と本契約の遵守事項並びに禁止事項等を遵守させなければなりません。
- ④ 入居者が借主である法人を退職する場合には、借主は本契約を解除し、第10条の規定に従い、本物件を速やかに明渡ししなければなりません。

#### 第23条 (協議事項)

本契約書及びこれに付随する約定書面に明記されていない事項については、民法・借地借家法・その他の法令及び本物件の所在する地域社会の慣習に従い、貸主・借主共に互意をもって協議し、決定するものとします。

#### 第24条 (管轄裁判所)

本契約について訴訟を必要とする紛争が生じた場合には大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第25条 (特約)

借主は入居期間中、貸主指定の借家人賠償付火災保険に加入継続すること。

借主は契約時に貸主指定の保証委託契約を締結し入居期間中継続すること。

建物に造作看板等設置の場合は貸主に承諾が必要とする。

退去時に、建物に造作看板等設置した場合、現状回復し返却すること。以下余白。

別表1 契約書に添付する原状回復の条件に関する様式

原状回復の条件について

本物件の原状回復条件は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。

すなわち、

・賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる

・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)については、賃貸人が負担すべき費用となるものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Iのとおりです。

I 本物件の原状回復条件

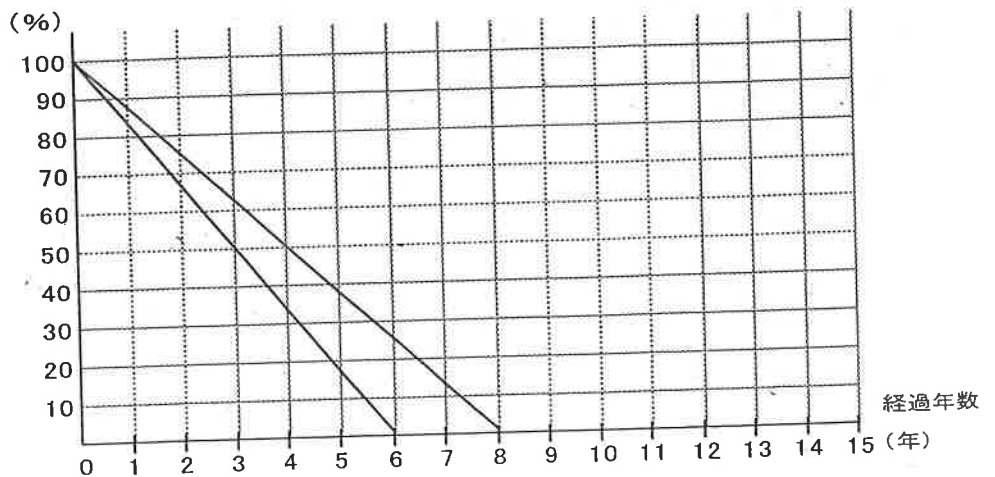
1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
<p>【床(畳・フローリング・カーペットなど)】</p> <p>1. 畳の裏返し、表替え(特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの)</p> <p>2. フローリングのワックスがけ</p> <p>3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡</p> <p>4. 畳の変色、フローリングの色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの)</p>	<p>1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ(こぼした後の手入れ不足等の場合)</p> <p>2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合)</p> <p>3. 引越作業等で生じた引っかきキズ</p> <p>4. フローリングの色落ち(賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの)</p>
<p>【壁、天井(クロスなど)】</p> <p>1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)</p> <p>2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡</p> <p>3. 壁等の画紙、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度のもの)</p> <p>4. エアコン(賃借人所有)設置による壁のビス穴、跡</p> <p>5. クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)</p>	<p>1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油污れ(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合)</p> <p>2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ(賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合)</p> <p>3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食</p> <p>4. タバコ等のヤニ・臭い(喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合)</p> <p>5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの)</p> <p>6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡</p> <p>7. 落書き等の故意による毀損</p>
<p>【建具等、襖、柱等】</p> <p>1. 網戸の張替え(破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの)</p> <p>2. 地震で破損したガラス</p> <p>3. 網入りガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの)</p>	<p>1. 飼育ペットによる柱等のキズ・臭い(ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合)</p> <p>2. 落書き等の故意による毀損</p>
<p>【設備、その他】</p> <p>1. 専門業者による全体のハウスクリーニング(賃借人が通常の清掃を実施している場合)</p> <p>2. エアコンの内部洗浄(喫煙等の臭いなどが付着していない場合)</p> <p>3. 浴槽、風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの)</p> <p>4. 設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの)</p>	<p>1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油污れ、すす(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)</p> <p>2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)</p> <p>3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損</p> <p>4. 鍵の紛失または破損による取替え</p> <p>5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草</p>

別表2 賃借人の負担単位

負担内容		賃借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返しか表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井(クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	(壁(クロス)) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1本単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(または曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。 交換費用相当分を借主負担とする。
	通常の清掃 ※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と賃借人負担割合(耐用年数6年及び8年・定額法の場合)  
賃借人負担割合(原状回復義務がある場合)



# 入居者規約

快適な共同生活を営む上で入居者は以下の内容を厳守し、他の入居者または周辺住民等に迷惑とならないよう誠実に規約を履行する事に同意するものとする。

## 1. 引越しについて

- (1) 引越しの際にでる不用ゴミ・ダンボール等は市の定期的なゴミ収集車では処理してくれませんので、運送会社を持って行かせるか市の環境局等に回収先を問い合わせして各自責任をもって処分して下さい。(引越しゴミの回収費用は入居者負担となります。)
- (2) 荷物運搬の際には、共用部分も含め壁・床等にカバーを掛けるなどして建物を損傷しないようにくれぐれも注意する事。万一損傷等発生した場合は、入居者がその損害の賠償をする事となります。

## 2. 家賃について

- (1) 家賃の支払は、翌月分を当月末までの先払いとなっております。支払方法は貸主指定の銀行口座へ振込みとなります。また、その場合の振込み手数料は借主負担です。
- (2) 銀行振込をする場合の振込名義人の名前は必ず賃貸借契約書に明示された借主名で振込んでください。
- (3) 家賃等のお支払いについての領収書は発行しておりません。皆様の通帳または金融機関発行の振込領収書にて代用下さい。
- (4) 万一家賃等が滞納となった場合督促状が発行されます。督促状到達後も振込みがない場合は、催告の上契約解除の手続きをとりますのでご注意ください。

## 3. ゴミ処理について

日常のゴミは指定日に指定場所に三種に分別して出して下さい。特に生ゴミは必ずポリ袋に入れゴミが散乱しないように注意して下さい。共同住宅の場合特にゴミ処理について近隣よりクレームが多く集中していますのでくれぐれも厳守願います。

## 4. 鍵について

鍵は入居者が責任をもって管理して下さい。万一紛失・盗難・破損等発生した場合はシリンダー交換を行いますので、早急に管理業者までご連絡下さい。尚、その場合の交換費用は入居者の負担となります。(入居後の各部屋の管理監督は全て入居者の責任となります。)

## 5. 駐車・駐輪について

自動車及び二輪車は決められた場所に置く事。特に周辺路上・歩道等の駐輪、駐車は入居者のみならず周辺住民にも多大な迷惑となりますので、絶対に止めてください。

## 6. 騒音防止について

夜間及び早朝のドアの開閉、テレビ、ステレオ、カラオケ等の音量は極力落とし周りの迷惑にならないように注意して下さい。また、集団での騒音・暴走行為等の行為も禁止して下さい。万一その様な行為を発見し注意を促しても止まない場合は解約を申し渡す事とします。

## 7. 電話について

電話の取付けについては管轄のNTT営業所へお申し込み下さい。尚、電話が開設出来ましたら管理業者まで電話番号をご通知下さい。



8. 防犯・防火について

防犯・防火・事故予防・災害予防にかんしては入居者の皆様が常に関心をもって生活して下さい。  
万一、犯罪・火災等が発生した場合は、すぐに関係部署(警察署・消防署等)にご連絡いただくと  
共に管理業者にもご連絡下さいませようお願いします。

9. 専用部分について

- (1) 建物は気密性が高いので、室内の換気は十分に行って下さい。特に冬場は結露等発生しやすいので換気扇のみならず定期的に窓を開閉しカビの発生を防ぐ事が必要です。また、入浴後は少なくとも30分以上は換気扇を廻す等心がけて下さい。換気不十分によるクロスのはがれ、カビによる変色等の補修費用は入居者負担となりますので、ご注意願います。
- (2) 浴室以外は防水工事をしておりませんので水等の液体を床にこぼしますと水漏れを起こし階下の入居者に迷惑をかけるだけでなく、損害賠償の負担も生じます。
- (3) 壁・天井等に釘を打つことは禁止されてます。万一釘等を打たれた場合は過失とみなし補修費用を負担頂くこととなります。
- (4) 給湯器は冬期凍結防止機能が付いておりますので冬期の長期不在など電気のブレーカーを切らないで下さい。これが原因による凍結時の給湯器の破損は入居者負担での修理となります。
- (5) トイレにはトイレットペーパー以外の生活備品を流さないで下さい。
- (6) バルコニーに構築物の設置や大量の物を置かないで下さい。

10. 入居中の下記の費用は入居者負担となります

- (1) ガラスの取替・網戸の修理・鍵・金具の修理(泥棒による破損も含まれます。)
- (2) 室内に設置されている電球類の取替。
- (3) インターホン・エアコンのリモコン等の電池類。
- (4) 水道蛇口のパッキン・水洗トイレのバルブ・ホースなどの付属品の修理・取替。
- (5) その他消耗品や不注意による設置物破損が生じた場合の補修費。

11. 退去について

- (1) 退去を希望される方は少なくとも一ヶ月前迄に管理業者へ電話連絡と解約通知書とでお知らせ下さい。解約通知が一ヶ月に満たない場合は不足期間相当の家賃を頂く事となります。
- (2) 退去時は当社社員もしくは指定業者が現地で立会い退去の確認と補修箇所を確認をさせていただきますので、事前に担当者との立会い日時についてお約束して下さい。尚、立会い時には室内の荷物は全て撤去しておいて下さい。
- (3) 公共料金・電話・新聞等の精算は退去日までに責任をもって完了させておいて下さい。又、郵便物の転送や住所変更も忘れずにして下さい。
- (4) 保証金の返還は退去月の翌月(約1ヶ月後)に借主の負担すべき債務等が確定してから借主指定の口座へ貸主からお振込致します。

以上の内容を確認し了解しました。誠実に履行する事を確約し、署名捺印致します。

2019年1月15日

住所 堺市

氏名 西川 知巳

平成31年 1月15日

物件名称 長曾根町戸建1

※下記の通り、鍵を受領致しました。

号室	鍵番号(メーカー)	本数
1	[REDACTED]	2
	[REDACTED] (エッチ)	2
合計		4

住所 堺市 [REDACTED]  
氏名 西川 知巳  
電話 [REDACTED]



# 解約通知書

賃借人 平成 年 月 日 は賃貸借契約を解約し、  
 平成 年 月 日に明渡すことを通知し  
 確実に履行することを確約致します。万一明渡し  
 が遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延  
 によって発生した損害は賠償致します。

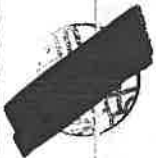
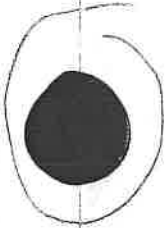
通知年月日 平成 年 月 日

(キリトリ線)

住所	
物件名	
号数	
氏名	印
TEL	

## 退去時の注意事項

- (1) 下記ハガキ(解約通知書)の空欄に記入の上、退去する( )日前までに届くよう郵送して下さい。
- (2) 電気、ガス等は、退去の2、3日前までに、管轄営業所に連絡し、個人にて精算して下さい。
- (3) お引越の際、室内、ベランダ、通路等に、不要品(ゴミ)等を残さないようにして下さい。万一、残置物がある場合は別途処分費をいただきます。



郵便はがき

Vertical row of seven small rectangular boxes for postal address.

Rectangular box containing the text "切手" (Postage).

(受取人)

Large dashed rectangular box for the recipient's name and address.

(キリ線)

Vertical row of five small rectangular boxes on the right side.

自動車駐車場（長曾根駐車場）使用契約書

賃貸主 \_\_\_\_\_ (以下甲という)と  
 賃借人 西川 知己 (以下乙という)とは、

下記の駐車場(以下駐車場という)の使用について以下の通り契約する。

所在地	堺市北区長曾根町 3025-1	駐車場 NO	_____
-----	-----------------	--------	-------

第1条 甲は乙の所有若しくは使用する下記自動車の駐車場使用を承諾する。

車 両 名		年式及び形式	
車両登録番号		車両所有者	

第2条 本契約の期間は平成31年4月16日から令和2年4月15日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による意義申し出のない場合は更に 1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による駐車料金は、月額 金 12,000円也(□税別 ■税込)とし、乙は毎月末日までにその翌月分を次の方法で支払う。

口座振込(振込先)

ゆうちょ銀行	四〇八支店	普通 NO. _____
口座名義	_____	_____

自動引落とし

振込み支払いのときの振込料は乙の負担とする。

本契約が月の途中で開始した時は開始月の駐車料金は日割計算とし、本契約が月の途中で終了したときは、日割計算せず、終了月分全額支払う。

第4条 乙は本契約締結時に保証金として金 \_\_\_\_\_円也を甲に預託する。

保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1ヶ月以内に、甲は乙に金 \_\_\_\_\_0円也を差し引いた金額を返還する。ただし、乙が本契約に基づく債務不履行のときは、何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は、「自動車保管場所使用承諾証明書」を別途必要とする場合はその発行費用として、金 10,000円也(消費税を含む)を甲に支払うとともに第3条に定める駐車料金を1ヶ月分、前納しなければならない。

第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前までにそれぞれ相手方に対しその旨を書面により予告しなければならない。ただし、乙は予告に代えて1ヶ月の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条 乙は本駐車場を契約車両以外の目的に使用することはできない。

甲が本駐車場内における乙の車両の駐車場所の変更を指示したときは、乙はこれに従う。

第8条 乙はこの駐車場契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもってするも、他人に使用させることはできない。

- 第9条 甲は、乙が第3条による支払業務の履行を怠ったとき、または、本契約の条項に違反しきは、何らの催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解約することができる。
- 第10条 乙は、契約車両以外の車を駐車することはできない。乙が第1条記載の車両を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。
- 第11条 甲は車両及び積載されている物件の天災、地変、盗難、損傷及び損失等その他一切の損害について甲の故意又は重大な過失によらない限りその責を負わない。
- 第12条 乙または乙の関係者(使用人・運転手・同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車両に損害を与えたときは乙は速やかにこれを賠償しなければならない。
- 第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むとはできない。
- 第14条 本契約に期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおその車両その他の物件を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の適当処分に要する費用については、乙の負担とする。
- 第15条 将来、公租公課の増額、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間といえども甲は第3条の駐車料金を改定することができる。
- 第16条 本契約解約時において、車庫証明をあげた方に限り廃車証明書、移転証明書(住民票)、新しい駐車場契約書の写しのいずれかを必ず2通提出するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成31年4月15日

(甲)

住 所 堺市

氏 名

TEL

(乙)

住 所 堺市北区長曾根町185-16

氏 名 西川 知己

TEL 072-249-8263

仲介業者

住 所 堺市堺区向陵中町4-7-25 川口ビル206号

氏 名 裕 住 宅

TEL

代表者 矢野裕三

TEL 072-254-0013



- 第9条 甲は、乙が第3条による支払業務の履行を怠ったとき、または、本契約の条項に違反しきは、何らの催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解約することができる。
- 第10条 乙は、契約車両以外の車を駐車することはできない。乙が第1条記載の車両を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。
- 第11条 甲は車両及び積載されている物件の天災、地変、盗難、損傷及び損失等その他一切の損害について甲の故意又は重大な過失によらない限りその責を負わない。
- 第12条 乙または乙の関係者(使用人・運転手・同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車両に損害を与えたときは乙は速やかにこれを賠償しなければならない。
- 第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むとはできない。
- 第14条 本契約に期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおその車両その他の物件を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の適当処分に要する費用については、乙の負担とする。
- 第15条 将来、公租公課の増額、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間といえども甲は第3条の駐車料金を改定することができる。
- 第16条 本契約解約時において、車庫証明をあげた方に限り廃車証明書、移転証明書(住民票)、新しい駐車場契約書の写しのいずれかを必ず2通提出するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 2年 2月 / 日

(甲) 住 所 堺市 [REDACTED]  
 氏 名 [REDACTED]  
 TEL [REDACTED]

(乙) 住 所 堺市北区長曾根町185-16  
 氏 名 西川 知巳  
 TEL 072-249-8263

仲介業者 住 所 堺市堺区向陵中町4-7-25 川口ビル206号  
 氏 名 裕 住 宅  
 TEL 代表者 矢野裕三  
 TEL 072-254-0013



## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西川 知己

管理責任者 (議員名)	西川知己		
事務所名	西川知己事務所		
所在地	〒591-8025 堺市北区長曾根町 408-1 関西ビル 1F 北側 <p style="text-align: right;">TEL 072 (276) 4756</p>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社明光 )
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	33 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 89,100 円 (政務活動費充当額 44,550 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) 詳細説明は備考欄にて <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 19 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事務用品等)・・・ 50%	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所および水道光熱費、その他については、会社と事務所との面積按分で 60%分の面積を政務活動及び政党活動に使用し、事務所面積のうち 90%を政務活動として利用するため、全体の中の 50%を政務活動費として計上。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 建物賃貸借契約書

## 店舗事務所用

令和 2年10月23日

物件名

関西ビル 1階北 号室

契約者名

西川 知巳 様

株式会社明光

## 管理規約

この規約は、借主及び入居者が遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを以下に定めたものです。

### 1. (善管注意)

借主および入居者賃貸人は賃貸部分の善管注意に関して、以下の各号を守らなければなりません。

- ①室内の床、壁、天井、柱、ドア、引戸、襖、障子等の建具、鴨居、敷居、付け柱等に押しピン、釘、ビス、接着性物掛、その他汚れを残すものを打ち付けないこと。
- ②室内に結露やカビが発生しないように通風を心掛けること。
- ③階下へ漏水がないよう、洗濯機の設定時など水回りの管理には特に注意すること。
- ④トイレ、流し台、浴室、洗面の排水管に物を詰らせないように定期的洗浄を行うこと。
- ⑤ガスの取扱いは細心の注意が必要で、台所での使用時は目を離さないこと。
- ⑥日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

### 2. (一般的遵守事項)

- ①テレビ、ステレオ、ラジオその他軽楽器等の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。
- ②バルコニーもしくは共用廊下から下へ物やゴミ屑を落とさないこと。
- ③悪臭を放って近隣に迷惑をかけること。
- ④ペットが飼育できる場合でも、放し飼いにして共用部分に放出し、また、鳴き声、臭いで近隣に迷惑をかけること。
- ⑤エレベーター内では、物を散らかしたり、落書きをしたり、唾、痰を吐かないこと。
- ⑥廊下・階段・エントランス等共用部分にゴミや私物を置かず、常に清潔を心掛けること。
- ⑦消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

### 3. (ゴミ処理)

- ①ゴミは、指定のゴミ袋に入れ、必ず指定日の指定時間帯に指定場所に出すこと。
- ②大型(粗大)ゴミの場合は、住まいの市の条例に従います。ゴミ処理センター等に連絡すること。  
粗大ごみ収集受付センター【大阪市】 (通話料無料) … 0120-79-0053

### 4. (その他)

- ①廊下・階段・エントランス・エレベーター等共用部分で喫煙すること、ゴミをポイ捨てする等、他の入居者に不快の念を抱かせる行為は禁止します。
  - ②自転車について 駐輪場があり、許可書の必要なマンションには、自転車の管理シールを配付します。お持ちの自転車の見やすい場所に部屋番号を記入の上貼り付けて下さい。許可証が貼られていない自転車や指定の場所に置かれていない自転車は撤去対象となるためご注意ください。
  - ③長期不在の場合は管理会社へ連絡下さい。
  - ④みなもとメンバーズカードについて 弊社管理物件の入居様にメンバーズカードを配布させて頂いております。弊社管理物件内でのお引越しの費用の負担が割引になります。入居者以外のお知り合いの方でも一部適用できますので、引越しを検討の際はお気軽にお問い合わせ下さい。
- 以上の規約に関して、違背の程度が著しい入居者がいる場合、契約者の借主に対して、本契約を解除します。

本契約の締結を証するため、本契約書を締結し、また甲と連帯保証人（丙）（丁）は、表記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を参通作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主）	住所 大阪府堺市北区長曾根町408-1
	氏名 株式会社明光 代表取締役 伊藤 孝治
乙（借主）	住所 堺市 [REDACTED]
	氏名 西川 知巳 [REDACTED]
丙 (連帯保証人)	住所 堺市 [REDACTED] 極度額：2,138,400円（賃料総額の24ヶ月分）
	氏名 [REDACTED]
丁 (連帯保証人)	住所 極度額：2,138,400円（賃料総額の24ヶ月分）
	氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

媒介業者

大阪府知事（1）第62133号

令和2年9月24日

〒591-8024 大阪府堺市北区黒土町69番地の2-103

株式会社 FRANKNE [REDACTED]

代表取締役 迫田 浩 [REDACTED]

覚書

契約中は借家人賠償責任担保付火災保険及び賃貸保証会社に参加し、本物件を退去するまで契約更新することを、又本契約条項の通り賠償することを承諾します

入居者 西川 知巳 [REDACTED]

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



# 店舗事務所用建物賃貸借契約書

## 第1条 (契約の締結)

貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、標記に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

## 第2条 (契約期間)

契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに標記契約期間と同期間、契約が自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第3条 (使用目的)

甲は、本物件を標記の目的をもって乙に賃貸し、その使用をなさしめることを約し、従って乙は理由の如何問わず住居として使用してはならない。

## 第4条 (礼金)

乙は礼金として、標記金額を、現金をもって契約と同時に甲に支払うものとし、理由の如何を問わず返金されない。

## 第5条 (敷金 (保証金))

敷金 (保証金) が設定されている場合、以下の通りとする。

(1) 乙は、敷金 (保証金) として標記の金額を契約締結と同時に甲に預託する。なお、敷金 (保証金) には利息を付さない。

(2) 甲は、敷金 (保証金) をもって乙の債務の弁済に充当することができ、これにより敷金 (保証金) に不足が生じた場合、乙は直ちに不足額を預託しなければならない。

(3) 乙は、敷金 (保証金) をもって、賃料等その他この契約に基づく乙の債務の弁済に充当することを主張することはできない。

(4) 敷金 (保証金) は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した場合に標記の敷引 (解約引) および未納の賃料等、延滞損害金、損害賠償金、自然消耗以外の補修等乙の負担すべき一切の債務を控除した残額を返還する。尚、敷引 (解約引) 以外の金額を敷金 (保証金) より控除する場合、甲は、その内訳を乙に示さなければならない。

(5) 敷金 (保証金) の額が前号の支払額に対して不足する場合は、乙は直ちに不足額を納付しなければならない。

(6) 乙による本契約解除の規定により賃貸借が終了したとき、及び甲の責に帰すべき事由により賃貸借が終了したときは、甲は敷引 (解約引) を行わない。又、乙は、敷金 (保証金) の返還請求権について、第三者に譲渡し、あるいは、担保差し入れ等を行ってはならない。

(7) 敷金 (保証金) 返還の時期は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した日の属する翌月末日までとする。敷金が設定されていない場合、乙の負担すべき債務があるときは、乙は、甲からの請求に速やかに応じて支払わなければならない。

## 第6条 (賃料・共益費)

乙は、標記の記載に従い、賃料・共益費を支払わなければならない。

( ) 契約時は1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

3 将来一般経済状態の変動、一般の賃料の増額、又は土地建物に対する租税その他、負担の増額があったときは甲は標記賃料及び共益費を増額することが出来る。

4 水道及び電気の請求が検針の場合、甲が検針し乙に請求する。乙は毎月末日に翌月分の賃料、共益費、当月分の水道料金、電気料金を甲に振込支払わなければならない。

## 第7条 (禁止事項)

乙は下記の行為をしてはならない。

(1) 賃借物の用途の変更。(2) 賃借権の譲渡、又はこれを担保に差入ること。

(3) 賃借物件の転貸、第三者との共同使用、その他名目の如何を問わず、事実上他人に使用させること。

(4) 乙が法人である場合の商号変更及び代表者の変更をすること。

(5) 改築改装をなすこと。但し、甲の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 危険物を建物内に持ち込むこと。

(7) 共用部分に障害となる一切の物を放置すること。

## 第8条 (入居中の費用負担)

本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、本物件のうち専有部分において下記項目の入居中の手入れ・修繕等については自己の負担にて行うものとする。

(1) 乙の負担にて設置した壁、天井、床、造作、設備等。

(2) 水道栓等給水設備の軽微な調整・修理・消耗部品 (ゴムパッキン等) の交換。

(3) 電球・蛍光灯・ヒューズの取替え。(4) 電話回線工事。

(5) 甲が設置したエアコン・クーラー等のフィルターの清掃、軽微な修理、軽微な部品交換。

(6) 乙の故意または過失により必要になった修繕。(7) その他軽微な修繕、軽微な消耗部品の交換。

乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見した時には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の方法についてあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

#### 第9条 (期間内解約)

賃貸借期間の定めにかかわらず、乙は甲に対して予め退去月(建物の明渡し月)の2ヶ月前の月末日までに解約通知書を提出することにより賃貸借を解約することができる。この場合、解約通知書に記載された明け渡し予定日をもって賃貸借は終了する。ただし、上記解約予告に代えて賃料・共益費その他月額費用等の解約申し出日の翌月以降2ヶ月分相当額を支払い即時解約できるものとする。

2 解約通知は、必ず書面にて行うものとし、電話や口頭による通知は効力を発しないものとする。

3 賃貸借終了日の属する月の賃貸料等については日割り精算されず、1ヶ月分乙の負担とする。

4 甲が、期間満了日以後の日を終了日として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において書面により通知する。

#### 第10条 (通知義務)

乙もしくは入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届けなければならない。

(1) 入居者が、入居後電話を設置したとき。

(2) 乙または連帯保証人の住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)または職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。

(3) 本物件が破損し、または破損のおそれがあるとき。ただし、緊急を要する場合は口頭にて甲に連絡して事足る。

(4) 入居者全員が、引続き1ヶ月以上本物件を空室にするとき。

#### 第11条 (看板・内装・造作・諸設備工事)

乙は、本物件に看板を設置し、またはその他の掲示をする場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、本物件内で、内装・造作工事あるいは電気配線・社内ネットワーク構築等の諸設備工事を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 前項および前々項の工事については、乙は、予め設計図面・仕様書を添付のうえ工事施工願を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

4 前項の工事施工業者を甲・乙協議の上選定し、甲・乙・施工業者の三者でもって工事内容の詳細について協議し、甲が最終的に決定事項を承認するものとする。

5 乙による工事の費用負担はすべて乙にあるものとし、以後の工事施工による有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

6 工事施工により、新たに不動産取得税等の公租公課が発生した場合は、乙の負担とする。

7 工事を無断着工した場合、または第4項の甲が承認した協議決定事項と異なる施工をした場合は、甲はこれを中止もしくは撤去を要求することができ、乙はこれに従うものとする。

8 乙が甲の承諾を得て行った上記の原状変更工事の内容および造作物・諸設備については、契約終了時に乙は甲に買取り請求をすることはできず、乙は、契約終了前にすべて撤去のうえ原状回復を施さなければならない。ただし、甲が原状回復を希望しない場合は、乙は回復工事義務を免責される。この場合、特段の定めがない限り、乙は甲に前記買取り請求等の対価を求めないものとする。

#### 第12条 (契約の解除)

乙または入居者もしくはそれらの関係者が、次の各号の一に該当する行為を行ったときは、乙に対し何らの催告を要せず、甲は、本契約を解除することができる。

(1) 入居者申込書に虚偽事項を記載するなど不正な行為によって契約・入居したとき。

(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。または、支払いをしばしば遅延し、賃貸借関係を損なうと甲が判断したとき。(3) 近隣及び他の賃借人に対し危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき。

(例; 猛獣、サソリ、蛇・トカゲ類の爬虫類等の搬入・飼育、または、大音量でのテレビ、ステレオ、ラオケ等を使用することなど。)

(4) 故意・重大な過失等により本物件および付帯設備を汚損・破損または滅失したとき。

(5) 反社会的と認められる団体(暴力団、暴走族、過激な政治団体・宗教団体等)の構成員・準構成員であることが判明したとき。もしくはその事務所として使用していることが判明したとき。

(6) 本物件内で法律上禁止された行為をしたとき。(7) 支払いを停止し、または、理由なく営業を中止したとき。(8) 営業取り消しの処分を受けたとき。

(9) 営業を廃止し、または、理由なく営業を中止したとき。

(10) 賃貸借を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

(11) 本契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除したために甲が損害を被った場合は、乙に対して損害賠償を請

3 乙が賃借物件より通知なく退出して1ヶ月以上行方不明となったとき、本賃貸借契約は、甲より何らの催告その他の手続きを要せず、退出より1ヶ月を経過したときをもって終了するものとする。尚、この場合、賃貸借物件内に残存する乙の所有物は、乙においてその所有物は、乙においてその所有権を放棄し、甲において所有物を任意処分しても乙は一切異議を述べないこと。撤去費用は乙の負担とする。

#### 第13条（反社会勢力に関する事項）

甲及び乙は、次の各号を確約する。

①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。

②反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または言用を毀損する行為。

2 乙は本物件の使用に当り、次の号に掲げる行為を行ってはならない。また乙が次に掲げる行為を行った場合は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

①本物件を反社会的勢力の事務所その他活動の拠点に供すること。

②本物件または本物件周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

③本物件を反社会勢力に占有させ、または本物件に反復継続して反社会勢力を出入りさせること。

3 乙について、次の各号に該当した場合には、甲は何ら催告もせずして、本契約を解除することができる。①本条第1項の確約に反する事実が判明したとき。②契約締結後に自らまたは役員が反社会勢力に該当したとき。

#### 第14条（原状回復、明渡し及び明渡し遅延の場合の違約損害金の予定）

乙は、明渡しの際、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 乙及び入居者すべての者の退去。

(2) 乙が搬入したすべての家財物品等の搬出。

(3) 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の搬出処理。

(4) 退去に伴う電気・ガス・水道等の公共料金精算手続。この場合、精算書類の提示が必要。

(5) 鍵（入居時に受け取ったもの及び新たに複製したもの）の返還。

(6) 本契約書の返還。ただし、契約書紛失の場合は賃貸借終了を証する書面を提出。

2 乙は、前項の処理と同時に、通常の使用による本物件の損耗を除き、乙の故意または過失により必要となった修繕義務は乙にあり、本物件を原状に回復して甲に返さなければならない。もし、乙が原状回復をしない場合は、甲は、乙の費用負担にて原状回復することができる。

3 乙が明け渡し後、建物内外に残置ゴミ・物品等があるときは、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見做し、何らの催告を要せず乙の費用で搬出して他の場所に保管する、あるいは任意に処分することができる。

この場合、搬出・処分が完了した日を持って本物件の明渡し日とする。

4 乙は、解約通知書を甲に提出し、乙が指定した退去日に本物件を甲に明け渡さなければならないにもかかわらず、明渡しが遅延する場合、本契約終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料等に相当する金員に、明渡しの遅延が原因で甲に損害が発生した場合その実費分を付加して、本賃貸借における違約損害金として甲に支払わなければならない。

5 乙は、賃貸借の終了に際し、移転料・立退料等の諸経費についての請求をすることはできない。

#### 第15条（契約の消滅並びに返還義務）

乙は、本賃貸借契約の解除その他により契約が終了したときは、直ちに賃借物件を甲に返還すること。乙は、賃借物件返還に際し、その返還を怠ったときは、その使用を継続すると否とを問わず、返還完了に至るまで、その契約解除時における約定賃料の倍額の損害金を甲に支払うべきものとする。

#### 第16条（火災保険の加入）

乙は、本契約締結時に、階下への漏水被害や火災・盗難等による本物件内資産の損害及び甲に対する損害の賠償に備えて本物件を対象とした甲の指定する火災保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

#### 第17条（免責及び契約の終了）

天災地変その他不可抗力による地震・火災等によって本物件が毀損したときで、乙の財産に損害が生じても甲は賠償の責を負わない。

2 毀損の程度が甚大で本物件が使用不能となったとき、または公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったときは、本賃貸借契約は当然に終了する。



## 第18条 (規定外事項)

本物件が将来において甲の都合により所有者の変更が行われた場合は、乙は新所有者との賃貸借契約についての話合いに応じること。

2 甲及び乙は信義に則り本契約を履行し、この契約に定めのない事項について疑義または紛争が生じた場合には、民法並びに慣習に従い甲乙協議の上、平穏に解決を計ること。

## 第19条 (法規の改正)

消防法、建築基準法等の改正により、甲が当建物に消防用諸設備の設置或いは当ビルの一部改修等を行わなければならないとき、乙はそれに伴う甲の本物件への立入行為或いは諸設備設置、改修行為を認容しなければならず、また、協力しなければならない。その設備費用は賃借人の負担とする。

## 第20条 (管轄裁判所)

本契約に関し、紛争が生じ、甲・乙の協議によっても解決出来なかったときの管轄裁判所は甲の所在地の管轄裁判所とすることを乙は認諾する。

## 第21条 (立入点検並びに原状回復義務)

甲は、建物の管理上、本物件内に立入って検査をする必要が生じたとき、または乙が2ヶ月分以上賃料等を滞納した時は、予めその旨を乙または入居者に通知し、乙または入居者の立会いのもとに立入検査を行う。

2 乙は、上記立入検査に協力する義務がある。

3 火災・漏水・盗難その他緊急を要する場合で事前に乙または入居者の承諾を得ることができないときは、第1項にかかわらず承諾を得ることなく甲または甲の指定する者は、本物件内に立入ることができる。この場合、甲は、立入り後速やかにその旨を乙に報告する。

## 第22条 (連帯保証人)

1 連帯保証人(以下「丙」「丁」という)は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2 前項の丙および丁の負担は、表記に記載する極度額を限度とする。

3 丙および丁が負担する債務の元本は、乙又は丙、丁が死亡したときに、確定するものとする。

4 丙および丁の請求があったときは、甲は、丙および丁に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

5 (規定外事項) 本契約に定めのない事項については関係法規並びに慣例に従うものとし、各々信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

6 (管轄) 万一、本契約書に関し甲・乙間に紛争が生じた場合は、甲の居住地の裁判所を管轄裁判所とすることを甲・乙は予め合意する。

## 第23条 (特約事項)

(1) 乙は甲に対して団体的な交渉は一切しない。

(2) 現状有姿の引渡しとする。

(3) 鍵は甲の了解なく鍵の取替えまたは増設はできない。取替えまたは増設する必要がある場合は、甲の承諾を得て乙の費用負担のもとに甲が行うものとする。

## 確認書

当契約条項を堅守致しますと共に家賃等は毎月月末までに翌月分を契約書記載の支払い方法で支払うことを約束致します。

支払い期日に賃料の支払いができない場合、前もって管理者に連絡の上、了承を得ることを約束致します。

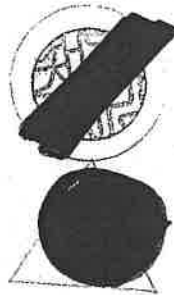
尚、連帯保証人は賃借人と連帯し未払い債務を支払います。

本契約が更新された場合も同様とすることを承諾致します。

令和 2年 10月 23日

賃借人 (契約者)

西川 知巳



連帯保証人



印

連帯保証人



# 重要事項説明書

堺市北区長曾根町408番地の1 関西ビル 北 号室

貸主代理 株式会社 明光 様

借 主 西川 知己 様

# 重要事項説明書

令和 2 年 10 月 23 日

西川 知己

様

取引形態 (法第34条第2項)

貸主  代理  媒介(仲介)

※ 下記建物について宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づいて次の通り説明します。この内容は重要です、十分理解して下さい

物件の表示	名称	関西ビル			室番号	北	号
	所在地	大阪府堺市北区長曾根町408番地の1			地上	3	階建 地下
	構造	鉄骨	造	床面積 約 33 m <sup>2</sup>	間取り	1	K

貸主代理	氏名	株式会社 明光	備考
	住所	大阪府堺市北区長曾根町408番地の1	

管理	委託先名称	みなもと管理	備考
	所在地	大阪市中央区道州町1丁目2-4 源実業北浜ビル6F	

借主	契約者	西川 知己	自宅	072-249-8263
	住所	堺市北区長曾根町185-16	携帯	■■■■■■■■■■
	入居者	西川 知己		

●登記簿に記載された事項(甲区)

所有権に関する事項(甲区)	名義人氏名	■■■■■■■■■■
	名義人住所	大阪市■■■■■■■■■■
	所有権にかかる権利に関する事項	無

●登記簿に記載された事項(乙区)

専権所有に権限以外に関する事項(乙区)	(根)抵当権設定 (設定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
	無

●賃料及び賃料以外に授受される金額

敷金	
礼金	
保証金	■■■■■■■■■■
賃料	85,800
共益費	
水道代	3,300
管理会社契約事務手数料	
賃貸保証料	
鍵交換代	
抗菌コート代	
火災保険(2年毎)	
仲介手数料	33,000
入居予定日	2 年 10 月 24 日
決済予定日	2 年 10 月 23 日

●改正民法395条・短期貸借制度の廃止説明

本件建物に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、借主は、その抵当権(根抵当権)が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、月以内に明け渡さなくてはならないこととなります。この場合、貸主に預けた金(保証金)についての精算は、買受人に求めることはできません。(元の貸に求めることとなります。)また、買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

●法令に基づく制限の概要

法令名及び制限の概要	該当する制限 (設定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)

●飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設

飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 私营	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
電気	関西電力㈱	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
ガス	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 都市 <input type="checkbox"/> LP	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
排水	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> その他 (	

●建物設備の整備状況

給湯	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
冷房	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
暖房	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浴室	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
エレベーター	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	コンロ	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気

●石綿(アスベスト)使用調査記録

<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	内容	<input type="checkbox"/> 別紙調査記録がありますので添付します。 <input type="checkbox"/> 所有者及び管理業者に本物件の石綿調査記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
--	----	--

●耐震診断記録 ※昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したのものについては、本書による説明は致しません。

<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	内容	<input type="checkbox"/> 別紙調査記録がありますので添付します。 <input type="checkbox"/> 所有者及び管理業者に本物件の耐震診断記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
--	----	--

●当該宅地建物の存する区域が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内
----------	--

●当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに 関する法律	ア. 津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→内の場合はイへ
	イ. 津波災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→説明

●当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→説明

●用途その他の利用制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 住居 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 併用	利用の制限	鳥獣類の飼育 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 石油ストーブの持込使用 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	楽器等の持込使用 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可
------	---	-------	---	--

●契約解除に関する事項

1、貸主は正当理由に基づき借主に対して6ヶ月前に、また借主は貸主に対して退去月の2ヶ月前の月末日までに解約を申し出ることができ、この場合予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。  
2、借主に次に該当する行為があったとき、貸主は即時契約を解除できる。  
※貸主の承諾なく造作模様替え、人員増加、賃借権の譲渡又は転貸、又は使途を変更したとき。  
※善良な管理者の注意義務に違反して目的物件あるいは共用部分を滅失、破損したとき。

●損害賠償の予定又は違約金に関する事項

○ 借主が善良な管理者の注意義務に違反して目的物件に損傷を与えた場合は借主が貸主の受けた損害を賠償する。  
○ 契約解除通知後、明渡し期日遅延による貸主の損害は借主が賠償する。  
○ 手付金の段階では手付金を放棄することにより契約を解除できる。  
○ その他、法の定めるところによる。

●支払金又は預り金の保全措置の概要

<input type="checkbox"/> 講じる <input checked="" type="checkbox"/> 講じない	保全措置を行う期間
---	-----------

●金銭の貸借の斡旋

斡旋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	斡旋の内容	金銭貸借が成立しない時の措置
-------	--	-------	----------------

●賃貸借期間及び契約更新に関する事項

契約期間	《始期》 R2 年 10 月 23 日 《終期》 R4 年 10 月 22 日	※契約期間は天候等による建築又は内装工事遅延により止むを得ず変更する場合があります
更新に関する事項	契約更新は契約期間満了日より 2 年毎とする。賃料、共益費の改定は公租公課、物価、地価、近隣賃料の上昇度を勘案して貸主が算定し借主に通知する。	更新時 更新料無し

●敷金等の精算に関する事項

○ 解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、その債務不履行の完了時まで敷金の返還を留保できる。  
○ 解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、貸主は敷金返還金にて相殺できる。

●特約事項

- 1、解約月の賃料は日割り計算しない。
- 2、当事者の一方が契約履行に着手した後の解約は入居後の解約と看做す。
- 3、本物件契約の条件として、賃貸保証会社との契約を締結し更新(更新料必要)を必須とする。
- 4、本契約中は、火災保険に加入し更新するものとする。

その他、賃貸借契約書特約事項参照

●供託所に関する事項

宅地建物取引業保証協会 の名称及び住所	公益社団法人 不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館
宅地建物取引業保証協会 の事務所の所在地	公益社団法人 不動産保証協会 大阪本部 大阪市中央区谷町1-3-26 全日大阪会館
弁護士業務保証金を供託した 供託所及びその住所	法務省 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎

以上の重要事項について説明を受け、重要事項説明書を受領しました。  
尚、契約成立時には媒介報酬として記載金額の仲介手数料を支払うことを承諾致しました。

令和 2 年 10 月 23 日  
住所 堺市北区長曾根町185-16  
(借主様氏名) 西川 知巳

本社所在地	大阪府知事(1)第62133号 株式会社FRANKNESS 堺市北区黒土町69番地の2-103 代表取締役 迫田 浩一
業務所に務める	株式会社FRANKNESS 堺市北区黒土町69番地
事務所に務める	TEL 072-242-4487 FAX 072-242-4486
説明をする宅地建物取引主任者 氏名・登録番号	(大阪)第 号 迫田

## 反社会的勢力排除に関する条項

### (反社会的勢力の排除)

第1条 借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。  
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

### (禁止又は制限される行為)

第2条 借主は本物件の使用に当たり、下記の禁止事項の遵守を確約する。

- ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

### (契約の解除)

第3条 借主が、次のいずれかに該当した場合には、その相手方（貸主等）は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
- ② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- ③ 借主が第2条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして契約を解除することができる。

令和 〇年 10月 〇日

氏名： 西 ツ 知 巳

住所： 堺市北区長曾根町185-16

〒591-8025  
大阪府堺市北区長曾根町408-1  
関西ビル 1F北

西川 知巳 様

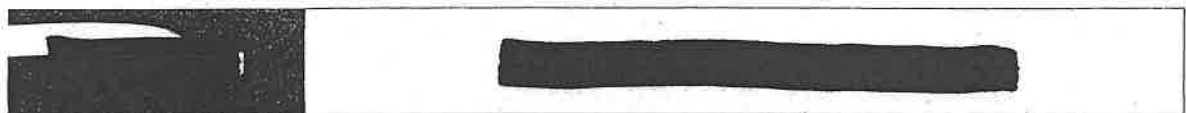
10000087420-20201214-10101411-001347



発行日 2020年12月14日  
株式会社いえらぶパートナーズ  
〒163-0224 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル24階  
契約管理係 TEL.03-6258-0982

## 賃料等口座振替開始のご案内とご注意事項

この度は弊社の保証サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。今月より賃料等の口座振替を開始いたします。つきましては、下記の重要事項について必ずご確認ください。



※必ず引落の前日までに引落口座にご入金願います。(当日のご入金は引落ができません。)



※約定日に引落ができたお客様は対象となりません。

※引落ができなかった月のご請求額(引落・送金手数料含む)に、再請求事務手数料 600円(税別)を加算して弊社より請求書(コンビニ支払用紙)を発行(再請求)いたします。

初回振替		ご契約内容	
口座振替開始日	12月27日	保証番号	
初回振替金額	89,430円	契約者	西川 知巳 様
		物件名	関西ビル 1F北
		契約期間	2020.11.12 - 2021.10.22
ご指定口座		ご請求内容	
金融機関名称	大阪信金 (1630)	賃料等	89,100円
支店名	金岡町 (071)	変動費	0円
種別	普通預金	(内訳)	
口座番号			
口座名義人	ニカ トミ	未精算保証料※	0円
		月額保証料※	0円
		引落・送金手数料	330円

※未精算の保証料(初回保証料や月額保証料等)は、初回請求時にまとめてご請求させていただきます。

※月額保証料は入居月の翌月から退去月までお支払いいただきます。(フリーレント等でお家賃のご請求がない月も月額保証料はご請求させていただきます。)

### お知らせ

お引落が出来なかった場合には、コンビニエンスストアで支払える払込取扱票を送付致しますので、その用紙をご利用下さい。尚、引落の可否にかかわらず引落手数料をご負担頂きますので予めご了承下さい。